

経済的に修学困難な学生のための 授業料減免制度

当校にて修学する意欲と能力のある入学者が経済的理由により
修学を断念することが無いよう授業料の一部を減免することにより、
経済的支援を行う制度を新設しました。

■対象となる方

経済的理由により、授業料の納付が困難であると認められ、かつ勉学に対する意欲のある学生のうち、以下（１）～（４）のいずれかに該当する方

- （１）生活保護世帯の入学希望者又は入学者
- （２）個人住民税所得割非課税世帯の入学希望者又は入学者
- （３）所得税非課税世帯の入学希望者又は入学者
- （４）保護者等の倒産、失業などにより家計の急変した世帯の入学希望者又は入学者

■授業料減免について

入学した年度の年間授業料 560,000 円のうち、200,000 円を納入金額から減免いたします。

※現金の直接給付ではありません。

※初年度年間授業料の納入金額からの減免となります。

■選考方法

書類選考・面接

授業料	全学科共通	560,000円（年間）
-----	-------	--------------

授業料減免制度		
平成27年度	予算額（3人）	600,000円
	支援実績総額（1名）	200,000円